

箕輪町 令和6年度 総合事業の単価等の改定について

資料5

○ 訪問型サービス 事業費(R6.4～)

事業の区分		改定後の算定項目・単位数	備考
ア 訪問型サービス費(Ⅰ)		対象:事業対象者、要支援1・2	改定前(R6.3まで)
(週1回程度の訪問)		1回につき230単位	1回につき225単位
イ 訪問型サービス費(Ⅱ)		対象:事業対象者、要支援1・2	改定前(R6.3まで)
(週2回程度の訪問)		1回につき230単位	1回につき225単位
ウ 訪問型サービス費(Ⅲ)		対象:事業対象者、要支援1・2	改定前(R6.3まで)
(週2回を超える程度の訪問)		1回につき230単位	1回につき225単位
エ 特別地域加算		1回につき+34単位	変更なし
オ 小規模事業所加算		1回につき+23単位	変更なし
カ 中山間地域等加算		1回につき+11単位	変更なし
キ 初回加算		+200単位	変更なし
ク 入浴加算		1回につき+55単位	変更なし
ケ	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき+100単位	変更なし
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき+200単位	変更なし
コ	口腔連携強化加算	1回につき+50単位(1月1回まで)	新設
注1 アからウについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一の建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100			変更なし

○ 介護予防マネジメント費(R6.4～)

事業の区分		改定後の算定項目・単位数	備考
ア 介護予防ケアマネジメントA		1月につき442単位	改定前 438単位
イ 初回加算		+300単位	変更なし
ウ 委託連携加算		+300単位	変更なし
エ 介護予防ケアマネジメントC		1回につき300単位	変更なし
注1 住所地特例による介護予防ケアマネジメントAの財政調整においては、1件当たり <b>442単位</b> とする。算定にあたっては、住所地特例対象者の数に介護予防ケアマネジメント費の額を乗じ、10円を乗じた金額の支払又は請求により財政調整を行うものとする。			単位に変更に伴うもの
注2 高齢者虐待防止措置未実施、業務継続計画未策定の場合には、所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数から減算する。			追加

○ 訪問型サービス・通所型サービス共通

事業の区分		備考
生活機能向上連携加算(Ⅰ・Ⅱ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ・Ⅱ)	6月改定予定 介護職員処遇改善加算(Ⅰ～Ⅳ)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)	介護職員等ベースアップ等支援加算	